

第 1 回世羅町議会臨時会会議録

令和 7 年 1 月 30 日

第 1 日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和7年 第1回世羅町議会臨時会 (第1号)

令和7年1月30日
午前9時00分開議
於：世羅町役場議場

- | | | |
|------|-------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | 報告第1号 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| 第 4 | 報告第2号 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| 第 5 | 同意第1号 | 監査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 第 6 | 同意第2号 | 副町長の選任につき同意を求めることについて |
| 第 7 | 議案第1号 | 財産の取得について |
| 第 8 | 議案第2号 | 世羅町職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例 |
| 第 9 | 議案第3号 | 世羅町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する
条例等の一部を改正する条例 |
| 第 10 | 議案第4号 | 令和6年度世羅町一般会計補正予算 (第6号) |
| 第 11 | 議案第5号 | 令和6年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算
(第4号) |

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 亀田知宏	2番 佐倉悠希
3番 矢山靖	4番 宗重博之
5番 佐々木浩康	6番 福永貴弘
7番 向谷伸二	8番 上本剛
9番 松尾陽子	10番 藤井照憲
11番 田原賢司	12番 高橋公時

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

7番 向谷伸二 8番 上本剛

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(10名)

町長 奥田正和	副町長 金廣隆徳
総務課長 広山幸治	財政課長 矢崎克生
企画課長 升行真路	子育て支援課長 山名智並
福祉課長 小林英美	産業振興課長 垣内賢司
建設課長 福本宏道	上下水道課長 市尻孝志

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(3名)

事務局長 黒木康範	書記 追林威宏
囑託書記 貞光有子	

開 会 9時00分

(起立・礼・着席)

○議長(高橋公時) 開会に先だち、町長の挨拶があります。

○町長(奥田正和) はい。

○議長(高橋公時) 町長。

○町長(奥田正和) おはようございます。新年が明けましてもう1か月が経とうとしております。連日寒い日も続いておるようでございますし、インフルエンザ等の蔓延もあったようでございます。どうぞ皆様方もご自愛いただければと思っております。

今、1月、2月とさまざまな会議等がございまして、留守をすることも多くございます。そのなかにさまざまな要望にもお越しいただいているところでございまして、丁寧に対応もさせていただいているところでございます。

明日実は 総務省の消防庁防災課に来られまして、災害の対応訓練、名称がですね、災害時初動対応力向上訓練というものを行わせていただきます。これは大雨災害等で世羅町にも激甚災害が起きた場合の対処を職員で訓練をさせていただくものでございます。少し大掛かりになるということであるんですけども、机上訓練でございますので何が起きるか全くわからない状況で、さまざまな連絡が起こるといようなものでございます。以前何年か前にそういった対応もしたんですけど、今回更にそういったところをしっかりとやっていこうということで総務省からお越しいただくこととなってございますので、またしっかりとそこで学習をしながら対応力に努めてまいりたいと思っております。

本日臨時会を開かせていただきましたけれども、このなかでは報告2件ございまして、損害賠償に関わる額の決定でございます。不慮の災害的なところもありまして、対応をしっかりと今後とも努めてまいりたいと思っておりますし、同意案件2件ございます。この件についても再提案もございます。皆様方への説明が足りなかったというところで私のほうもしっかり反省し、先般説明をさせていただいたわけでございます。それ以外にも議案5件ございまして、職員の給与等に関わる人事院勧告の部分でございます。慎重審議いただくなかでですね、何卒ご決定いただきますように、切にお願い申しあげまして、ご挨拶させていただきます。どうぞ本日よろしくお願い申し上げます。

○議長(高橋公時) 町長の挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより令和7年 第1回世羅町議会臨時会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

本臨時会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番 向谷伸二議員、8番 上本 剛議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定 を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日「1日間」にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は「1日間」と決定しました。

日程第3 報告第1号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○建設課長(福本宏道) 議長。

○議長(高橋公時) 建設課長。

○建設課長(福本宏道) 議案1ページをお開きください。

報告第1号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

令和 7 年 1 月 30 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

次ページをお開きください。

1 専決処分の内容

町の管理する道路での事故による損害について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

和解の相手方	所有者
住 所	府中市
氏 名	府中市在住 個人

事故の概要

- (1) 事故発生年月日 令和 6 年 11 月 24 日午後 2 時 34 分頃
- (2) 事故の発生場所 世羅町大字甲山 町道上本町大谷線
- (3) 事故の状況 上記日時、町道上本町大谷線道路側溝を自動車で横断した際にグレーチングが跳ね上り車両下部を破損した。

損害賠償の額 185,592 円

2 専決処分年月日

令和 6 年 12 月 24 日

以上で報告終わります。

○議長（高橋公時） 議会の委任による専決処分に対する報告については、これをもってご了承願います。

以上で、報告第 1 号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について報告を終わります。

日程第 4 報告第 2 号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

て を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○建設課長(福本宏道) 議長。

○議長(高橋公時) 建設課長。

○建設課長(福本宏道) 議案 3 ページをお開きください。

報告第 2 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

令和 7 年 1 月 30 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

次ページをお開きください。

1 専決処分の内容

町の管理する道路での事故による損害について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

和解の相手方	所有者
住 所	庄原市
氏 名	庄原市在住 個人

事故の概要

- (1) 事故発生年月日 令和 6 年 10 月 31 日午前 6 時 00 分頃
- (2) 事故の発生場所 世羅町大字徳市 町道安田賀茂線
- (3) 事 故 の 状 況 上記日時、町道安田賀茂線を自動車で走行中、道路上の落石に乗り上げ、車両下部を破損した。

損害賠償の額 552,600 円

2 専決処分年月日

令和 7 年 1 月 15 日

報告は以上でございます。

○議長(高橋公時) 議会の委任による専決処分に対する報告については、これをもってご了承願います。

以上で、報告第2号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について報告を終わります。

日程第5 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

- 町長（奥田正和） はい。
- 議長（高橋公時） 町長。
- 町長（奥田正和） 議案5ページをお開きください。

同意第1号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、次の者を監査委員に選任することについて、町議会の同意を求める。

令和7年1月30日 提出

世羅町長 奥田正和

氏名	榎野 竜
生年月日	昭和52年
住所	福山市
任期	令和7年2月1日から令和11年1月31日まで

提案理由。

識見を有する者から選出された監査委員の西川めぐみさんから令和7年1月31日をもって辞任の申出がございましたので、監査委員の選任につき、地方自治法第196条第1項の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

本提案しております榎野 竜さんでございますが、中国税理士会に所属をされる税理士で、尾道市に事務所を開設しご活躍をされております。

平素の業務から、世羅町内の複数の事業所と関わりをお持ちで、青色申告会の世羅地区会の関係でもお世話をいただいております。

経歴でございますけれども、2008年平成20年に税理士事務所に入所をされ、2010年に税理士の登録をされました。2012年7月に榎野 竜税理士事務所を開

業されております。現在、「税理士法人おのまちオフィス。」というものを発足され業務を行われているところでございます。

この業務内容でございますけれども、法人税・所得税・消費税の申告書、各種届出書の作成、税務調査の立会い、試算表、経営分析表の作成、総勘定元帳の記帳代行、決算書の作成、会計処理に関する相談、経営計画、資金繰り計画の相談・指導等々各種行われているところでございます。

税理士として高い専門性と豊富な知識をお持ちで、世羅町のことを良くご存じいただいております榎野 竜さんは、識見を有する監査委員に適任であると考えており、提案するものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋公時） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員は 11 名であります。

念のため申し上げます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）（点呼）

1 番 亀田知宏議員 2 番 佐倉悠希議員 3 番 矢山 靖議員
4 番 宗重博之議員 5 番 佐々木浩康議員 6 番 福永貴弘議員
7 番 向谷伸二議員 8 番 上本 剛議員 9 番 松尾陽子議員
10 番 藤井照憲議員 11 番 田原賢司議員

（点呼順に投票）

投票もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

ここで議場の出入り口を開きます。

（議場の出入り口を開く）

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 9 番 松尾陽子議員
10 番藤井照憲議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

（事務局による開票）

（投票結果報告）

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 11 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 11 票

反対 0 票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、同意第 1 号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、樫野 竜(かしの りょう)さんを同意することに決定しました。

▼【副町長(金廣隆徳) 退室】

日程第6 同意第2号 副町長の選任につき同意を求めることについて を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

- 町長(奥田正和) はい。
- 議長(高橋公時) 町長。
- 町長(奥田正和) 議案6ページをお開きください。

同意第2号

副町長の選任につき同意を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第162条の規定により、次の者を副町長に選任することについて、町議会の同意を求める。

令和7年1月30日 提出

世羅町長 奥田正和

氏名 金廣隆徳
生年月日 昭和47年
住所 世羅町大字甲山
任期 令和7年2月19日から令和11年2月18日まで

提案理由でございます。

副町長の金廣隆徳さんが、令和7年2月18日をもって任期満了となるので副町長の選任につき、地方自治法第162条の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

金廣隆徳さんの履歴でございます。12月の定例会において説明をさせていただきましたが、説明不足ということもございました。この点については深く反省をしているところでございます。

履歴につきましては平成3年に甲山町、旧甲山でございますが、採用されまして、その後事業課、また総務課等歴任をされてございます。平成21年には広島県へも派遣をされ、総務局財務部情報政策課として世羅町では当時のケーブルテレビ等のほうでご活躍をいただいたところでございます。その後世羅西

の支所長等歴任をされるなかで、最終的に建設課長時に退職となり、令和2年2月より副町長として選任同意をいただいたところでございます。

主な役といたしましては、町の関連では世羅町公共交通活性協議会の会長でもありますし、世羅町担い手育成協議会の会長、そして世羅町での第3セクターになります株式会社セラアグリパークの代表取締役として多くの事業へもっぱら土日・祝日等勤務をいただいて過酷な事業展開を強いられているというお話もいただきましたけれども、この点についてはですね、こちらのほうもいろいろと配慮を今後していきたいと考えているところでございます。また中部台地の土地改良施設管理組合の所長もしてございます。町外の組織としては世羅町福祉介護人材確保等の総合支援協議会の委員として出席等をしてございます。

12月より多くの方より今後、金廣副町長の選任についてはさまざまにご意見をいただき、継続を要望される方が多くございました。各種団体からもさまざまにご意見をたくさんいただき、是非ともこの同意については再提案ということもございます。私としても金廣副町長でなければですね、町の今後の行政、担っていけるとはなかなか難しいと思います。是非とも今回、再提案をさせていただきますけれども、切にお願いを申し上げまして、提案とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(高橋公時) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

(議場の閉鎖)

ただいまの出席議員は 11 名であります。

念のため申し上げます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長(黒木康範) (点呼)

1番 亀田知宏議員 2番 佐倉悠希議員 3番 矢山 靖議員

4番 宗重博之議員 5番 佐々木浩康議員 6番 福永貴弘議員

7番 向谷伸二議員 8番 上本 剛議員 9番 松尾陽子議員

10番 藤井照憲議員 11番 田原賢司議員

以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長(高橋公時) 投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に11番 田原賢司議員
1番 亀田知宏議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち	有効投票	11	票	
	無効投票	0	票	であります。
有効投票のうち	賛成	8	票	
	反対	3	票	

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第2号 世羅町副町長の選任につき同意を求めることについては、金廣 隆徳（かねひろ たかのり）さんを 同意することに決定いたしました。

▼【副町長（金廣隆徳） 入室】

日程第7 議案第1号 財産の取得について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

- 企画課長（升旗真路） 議長。
- 議長（高橋公時） 企画課長。
- 企画課長（升旗真路） 議案7ページをお開きください。

議案第1号

財産の取得について

世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年世羅町条例第56号）第3条の規定により、別紙のとおり財産を取得することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

令和7年1月30日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

ノート型パソコン調達について、3者による指名競争入札執行の結果、令和7年1月20日、株式会社森田尚文館 代表取締役 森田 剛に落札決定したので、物品購入契約を締結したいものでございます。

次ページをお開きください。

1 財産の表示

種 類	内 容	数 量
パソコン端末 等	ノート型パソコン	117台

2 取得価格

ノート型パソコン117台

14,552,780円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額1,322,980円）

3 相手方

株式会社森田尚文館

代表取締役 森田 剛

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第1号 財産の取得については 原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号 世羅町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議案9ページをお開きください。

議案第2号

世羅町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

世羅町職員の給与に関する条例（平成16年世羅町条例第42号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年1月30日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

令和6年の人事院勧告に準じて給与の改定を行うため、世羅町職員の給与に関する条例等を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終決いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第2号 世羅町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は 原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 世羅町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する

条例等の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議案 35 ページをお開きください。

議案第 3 号

世羅町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部
を改正する条例

世羅町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年世羅町条例第 17 号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 30 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由の説明でございます。

令和 6 年の人事院勧告に準じて給与等の改定を行うため、世羅町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終決いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 3 号 世羅町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する

る条例等の一部を改正する条例は 原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は10時15分いたします。

休 憩 9時58分

再 開 10時15分

○議長(高橋公時) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第10 議案第4号 令和6年度世羅町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長(矢崎克生) 議長。

○議長(高橋公時) 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) 議案44ページをお開きください。

議案第4号

令和6年度世羅町一般会計補正予算(第6号)

令和6年度世羅町一般会計補正予算(第6号)を別紙のとおり提出する。

令和7年1月30日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ170,525千円を増額し、歳入歳出それぞれ13,191,230千円とするものでございます。

歳入は、地方交付税134,654千円、国庫支出金103,686千円、県支出金3,085千円、町債24,100千円を増額し、繰入金95,000千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費40,660千円、民生費106,901千円、衛生費21,104千円、農林水産業費1,000千円、予備費860千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長(高橋公時) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終決いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終決いたします。

これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第4号 令和6年度世羅町一般会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号 令和6年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長(矢崎克生) 議長。

○議長(高橋公時) 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) 議案45ページをお開きください。

議案第5号

令和6年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

令和6年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出する。

令和7年1月30日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ838千円を増額し、歳入歳出それぞれ2,669,839千円とするものでございます。

歳入は、繰入金838千円を増額し、歳出は、総務費838千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長(高橋公時) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終決いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終決いたします。

これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第5号 令和6年度世羅町介護保険特別会計補正予算(第4号)は 原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果生じたその条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に付された事件は、すべて終了いたしました。これをもって、令和7年第1回世羅町議会臨時会を「閉会」いたします。

(起立・礼)

閉 会 10時30分